

令和 4 年 8 月 1 0 日  
北九州市選挙管理委員会

## 投票環境の向上に関する方策について（報告）

### 1. 経緯

国はもとより本市においても投票率は低い水準で推移し、特に若年層の選挙離れが顕著になっている状況の下、この数年、デジタル化の進展によって生活様式は目覚ましく変化し、投票環境を取り巻く状況は大きく変貌している。これらを踏まえ、新たな啓発方法を含めた選挙環境の更なる改善が求められている。

そこで、北九州市選挙管理委員会は、令和 3 年 5 月に「北九州市明るい選挙推進協議会」へ今後の投票環境の向上の改善方策等について諮問した。

同協議会は、同年 6 月、「投票環境の向上に関する検討会」を設置、5 回にわたる協議を行い、令和 4 年 3 月に当委員会は答申を受けた。

今回、当委員会ではこの答申を基に、今後の「投票環境の向上に関する方策」をとりまとめた。

### 2. 答申の概要（諮問項目）

#### ①今後の期日前投票等のあり方

- ・期日前投票所の増設について
- ・集合型期日前投票所・移動型期日前投票所について
- ・投票所の混雑緩和などの環境整備について
- ・高齢者や障害がある有権者のための取組みについて

#### ②主権者教育の更なる仕組みづくり

- ・学校等と連携した取組みについて
- ・家庭や地域等各種団体と連携した取組みについて

#### ③新たな選挙啓発の方向性

- ・効果的な選挙広報について
- ・投票行動への誘導について
- ・若者への働きかけについて

### 3. 投票環境の向上に関する方策の概要

別紙のとおり

### 4. 今後の予定

本方策を基に、実施可能な取組みについては、年明けの北九州市長選挙から、順次実施していく。

## ■ 投票環境の向上に関する方策の概要

### 第1章 今後の期日前投票等のあり方

本市の期日前投票所は、区役所7か所と出張所9か所に設置することを基本としており、総じてバランスの取れた配置となっている。また、出張所が置かれていない区については、商業施設に臨時期日前投票所を設置するなど、有権者の利便性向上に努めてきた。

その結果、全投票者数に占める本市の期日前投票者数の割合は、政令市でトップクラスである。

このような状況から、今後も利用の増加が見込まれる期日前投票については、本市の現体制を基本としつつ、今後の状況に応じて、投票所の移設、増設等を含め検討する必要がある。

	主な具体的方策
1 期日前投票所の増設について	区役所期日前投票所を中核としつつ、出張所の開設時間延長や、出張所のない行政区の商業施設への臨時期日前投票所の設置などの取組みを引き続き行う
	人口増加が著しい地域については、まずは当日投票所の変更や投票区域の見直し等の対策を行う
	人口分布の大幅な変化などを勘案し、期日前投票所の最適な配置について、市内、区内における配置バランスを見ながら、移設、増設を検討する
	財源が限られていることから、利用者の少ない出張所期日前投票所については、利用者の利便性に十分配慮の上、設置期間や設置時間の短縮の見直しを行う
	商業施設において、当該施設の事情により期日前投票所を設置できない場合は、近隣の人の集まりやすい施設を活用し、可能な限り実施する
2 集合型期日前投票所について	小倉北区の商業施設に、小倉北区に加え、最も区間の人口流動が多い小倉南区の有権者が投票できる集合型(複数区型)期日前投票所を試行的に設置する
	今後、複数回選挙を行った上で、その利用状況や費用対効果等について検証を行い、この検証結果を基に今後の集合型期日前投票所のあり方を検討する
3 移動型期日前投票所について	移動型期日前投票所の設置は、公平性・公正性の観点から困難 地域人口の減少による投票所の統廃合時には、選挙人の投票機会の確保のため、臨時期日前投票所を含め設置を検討する
4 投票所の混雑緩和などの環境整備について	混雑施設の状況に応じ、導線の変更などの工夫や、必要に応じて他施設への変更を行う
	市ホームページを活用し、有権者にリアルタイムでの期日前投票所の混雑情報を提供していく
	投票所に足を運ばなくても投票できるインターネット投票については、国が実証実験中であり、引き続き、その進展について国の動向を注視していく
5 高齢者や障害がある有権者のための取組みについて	福祉有償運送等の投票所へのアクセスを支援する制度に関する情報を提供しており、今後も充実強化に努める
	ボランティア団体等と協議を行い、地域ボランティア等を活用した送迎支援などについて研究していく
	郵便等投票や病院・施設内での不在者投票については、毎年、総務省等に対し、制度の規制緩和について要望しており、今後も継続して強く要望していく
	選挙や政治への関心を高めてもらうための情報提供手段として、関連福祉団体等のホームページや広報誌等に選挙関連の情報を掲載する

## 第2章 主権者教育の更なる仕組みづくり

平成27年に選挙権年齢が18歳に引き下げられ、主権者教育の必要性が急速に高まり、国や地方自治体、学校現場などで様々な取組みがなされている。

選挙管理委員会では、このような主権者教育への支援として、学校へ出向いての出前授業の実施や、中学校向け副教材の作成などを教育委員会と連携して行ってきた。

一方、主権者教育は学校現場だけでなく、多くの時間を過ごす家庭、加えて地域、企業、大学など社会全体で取り組むことも重要であり、成長段階に合わせて様々な団体との連携を進め、社会全体として主権者教育に取り組むことを推進していく。

	主な具体的方策
1 学校等と連携した取組みについて	中学生の主権者教育副教材について、教育委員会とともに精査しながら、より選挙の大切さを伝えるものにする
	本物の選挙器材に触れ、選挙を身近に感じてもらうため、生徒会役員選挙にあたり、実際に選挙で使用している投票箱や記載台の貸出しを継続的に行う
	選挙のしくみや投票の仕方を伝える出前講演だけでなく、学校側のニーズも踏まえ、新たな講義内容や外部講師などについて、柔軟に対応していく
	市議会議場の社会見学と模擬投票を組み合わせるなど関係部局と連携した取組みを一層推進していく
	高校生や大学生による期日前投票の立会人の取組みを全区に拡げていく
2 家庭や地域等各種団体と連携した取組みについて	子どもたちの将来のために、また保護者自身の投票行動を促すため、PTAの会議等を活用し、子ども連れでの投票を働きかけていく
	親子がふれあえるイベントを開催し、選挙について家族で話しあえる機会を提供する
	高校生や青少年が中心となって活動する社会奉仕クラブにおいて、選挙や政治を身近に感じてもらう取組みを支援していく

## 第3章 新たな選挙啓発の方向性

近年、投票率は低下傾向にあり、如何にして有権者に投票所へ足を運んでもらうかは、選挙啓発の課題となっている。デジタル化の進展など情報環境が変化している中、特に20代から30代の若年層や無関心層への効果的な働きかけは、これまでとは異なった広報媒体による手法も必要である。

	主な具体的方策
1 効果的な選挙広報について	SNSでの情報発信、デジタルサイネージへの動画掲出など様々なコンテンツを活用するとともに、多くの方が目にする機会を増やすため、様々な事例を研究・実践し、効果的な手法を確立する
	商工会議所など民間団体の広報誌への掲出等、新しい広報媒体についても積極的に開拓し、幅広い有権者に情報を発信していく
	選挙公報の市ホームページ掲載について、候補者ごとに拡大表示できるよう改訂する
2 投票行動への誘導について	「選挙割」は選挙管理委員会が主体となり主導することはできないが、実施する民間団体などへ必要な働きかけを行う
	「投票済証」のデザインの工夫、配布方法等を変更し、誰もが手軽に手に取れる仕組みづくりを行う
3 若者への働きかけについて	若者の座談会を通じて、若者に届きやすい手法の情報発信を行う
	若者の投票率向上に取り組むNPO法人など民間団体とも連携し、その活動を支援することで、活動の輪の広がりや選挙への積極的な参加を促す